



職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月14日

板倉町長

板倉町条例第3号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年板倉町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「第2条第1項」を「第2条第1項ただし書」に改め、同条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第10条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第11条各号列記以外の部分中「次に定める」を「次に掲げる」に改める。

第16条中「育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）」を「育児短時間勤務職員」に、「上欄」を「左欄」に、「下欄」を「右欄」に改め、同条の表中

「

第5条第5項	とする	に、板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
--------	-----	--

第4条第1項、第2項及び第5条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
--------------------	------	--

を

第4条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第4条第2項、第5条第2項及び第3項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第5条第6項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする

に改める。

第19条中「上欄」を「左欄」に、「下欄」を「右欄」に改め、同条の表中

第4条第1項、第2項及び第5条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
--------------------	------	---

を

第4条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第4条第2項、第5条第2項及び第3項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする

に改める。

第23条の次に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第24条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第25条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。